

# 令和元年第7回（12月）佐渡市議会定例会会議録（第1号）

令和元年12月3日（火曜日）

## 議事日程（第1号）

令和元年12月3日（火）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第109号から議案第143号まで
- 第 6 請願第4号

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第109号から議案第143号まで
- 追加日程第1 議案第111号撤回の件
- 追加日程第2 議案第112号撤回の件
- 日程第6 請願第4号

## 出席議員（22名）

1番	後藤 勇典 君	2番	伊藤 剛 君
3番	佐々木 ひとみ 君	4番	宇治 沙耶花 君
5番	室岡 啓史 君	6番	広瀬 大海 君
7番	上杉 育子 君	8番	稲辺 茂樹 君
9番	山田 伸之 君	10番	荒井 真理 君
11番	駒形 信雄 君	12番	渡辺 慎一 君
13番	坂下 善英 君	14番	金田 淳一 君
15番	中村 良夫 君	16番	岩崎 隆寿 君
17番	佐藤 孝 君	18番	祝 優雄 君
19番	近藤 和義 君	20番	竹内 道廣 君
21番	中川 直美 君	22番	猪股 文彦 君

## 欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三浦基裕君	副市長	藤木則夫君
副市長	伊藤光君	教育長	渡邊尚人君
総務課長 (兼選委員会 管理事務局長)	中川宏君	防災管財長	甲斐由紀夫君
税務課長 補佐	中川雅史君	企画課長	猪股雄司君
財政課長	磯部伸浩君	市民生活長	後藤友二君
社会福祉課長	大屋広幸君	子ども若者長	市橋法子君
高齢福祉課長	岩崎洋昭君	環境対策長	計良朋尚君
世界遺産推進課長	坂田和三君	地域振興長	山本雅明君
農林水産課長	市橋秀紀君	農業政策長	金子聡君
観光振興課長	祝雅之君	建設課長	清水正人君
上下水道課長	宮城徹君	教育総務長	渡邊裕次君
学校教育課長	山田裕之君	社会教育長	粕谷直毅君

事務局職員出席者

事務局長	村川一博君	事務局次長	本間智子君
議事調査係長	梅本五輪生君	議事調査係	岩崎一秀君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（猪股文彦君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第7回（12月）佐渡市議会定例会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
- 

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪股文彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今期定例会の会議録署名議員は、15番、中村良夫君及び17番、佐藤孝君を指名いたします。
- 

日程第2 会期の決定

- 議長（猪股文彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今期定例会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

- 議会運営委員長（近藤和義君） おはようございます。去る11月29日に議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告します。

会期につきましては、本日から12月23日までの21日間とします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。

本日は、諸般の報告、行政報告の後、議案の上程、質疑、常任委員会付託、請願、陳情の常任委員会付託を行います。なお、午後1時からは議会報編集特別委員会を開催します。また、散会后各派代表者会議を開催します。

4日は、午前10時から決算審査特別委員会を開催します。

5日は、午前10時から航路問題に関する調査特別委員会を開催します。

6日から11日までが一般質問であります。質問者は13人です。

11日は、一般質問終了後追加議案の上程を行います。予定されている追加議案は10件で、新潟県人事委員会勧告に基づく条例改正並びに人件費等の補正予算であります。なお、追加議案は10日議場に配付いたします。

12日は、午前10時から決算審査特別委員会を開催します。

13日から18日までの間が常任委員会審査であります。

19日は、午前10時から議員全員協議会を開催します。また、午後4時を目途に決算審査特別委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、午後5時を目途に議会運営委員会を開催します。

20日は、午後3時を目途に常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、午後3時40分を目途に議会運営委員会を開催します。

23日は、午後1時30分から最終日の議事を行います。

以上であります。

- 議長（猪股文彦君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から12月23日までの21日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は21日間に決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（猪股文彦君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

---

### 日程第4 行政報告

○議長（猪股文彦君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 令和元年第7回佐渡市議会定例会に当たりまして、同年第6回佐渡市議会定例会後の報告案件について報告させていただきます。

まず、今定例会における報告事件についてでございます。報告第24号につきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、9月定例会後の本市におけます主な出来事について行政報告をさせていただきます。

1、10月に発生しました台風19号による被害状況です。去る10月12日夜半から13日未明にかけ、本市に最接近しました大型で強い勢力の台風19号は、10月12日午後7時に静岡県伊豆半島に上陸し、東海、関東、甲信及び東北を中心とする広範囲で大きな被害が発生いたしました。この19号による災害は、これまでに国の激甚災害に指定され、さらには水害では初めてとなります大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定非常災害にも指定されました。本市におきましても、12日の午前10時12分に暴風警報が発令されました。最大瞬間風速は、両津で30.8メートル、羽茂で25.7メートルを記録しました。また、12日の午後7時6分に大雨警報が発令され、13日の日付をまたいだあたりにはやみましたが、その間新穂大野で213ミリメートルの24時間総雨量を記録しております。本市では、人的な被害はございませんでしたが、市の施設や基幹産業である農業で大きな被害が出ております。新穂湧上温泉については、同温泉施設内の1階部分及び機械室が浸水いたしました。現在施設は使用できない状態であり、当分の間営業休止することを周知させていただきました。応急復旧費として1,187万3,000円の予算を専決処分し、12月下旬を目途に一般営業を再開できるよう準備を進めているところでございます。なお、今定例会で本復旧に向けた補正予算

を計上しておりますが、応急復旧費と合わせ事業費の総額は3,112万1,000円となっております。農作物の被害については、おけさ柿やリンゴなど3,449万円の被害額となり、9月の台風17号などを含めたことしの農産物全体での被害額としましては1億1,931万円となりました。市道におきましては、両津の黒姫3号線と相川の黒岩線がのり面崩壊により通行どめとなっており、林道でも路肩崩壊などにより、小佐渡線の一部区間と古峰線が通行どめとなっております。

2、次期佐渡市将来ビジョン策定に関する市民意見交換会の開催についてでございます。佐渡市将来ビジョンの計画期間が今年度をもって終了するため、現在令和2年度から10年間の次期将来ビジョンの策定を進めているところでございます。策定に向けて、市民の皆様からのご意見をお聞かせいただくため、意見交換会を11月15日から島内5会場にて開催させていただきました。日程は、11月15日金井コミュニティセンター、17日畑野農村環境改善センター、21日あいぽーと佐渡、22日羽茂農村環境改善センター、25日相川開発総合センターでございます。参加者は延べ136人となり、さまざまな意見をいただいております。人口減少や少子高齢化が進んでおります中、産業及び経済のさらなる活性化に向けての取り組みや高齢化、過疎化に対応したコミュニティーづくり、医療、福祉、子育て、教育等のサービスの充実など、魅力ある島をつくり上げるとともに、未来の佐渡を担う人材育成、持続可能で安心して暮らせる社会の創出を目指したいと考えております。

以上をもちまして報告を終わらせていただきます。

○議長（猪股文彦君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

---

#### 日程第5 議案第109号から議案第143号まで

○議長（猪股文彦君） 日程第5、議案第109号から議案第143号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、よろしくお願いたします。

議案第109号 専決処分承認を求めることについて（令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について）でございます。本案は、歳入歳出にそれぞれ1億4,965万1,000円を追加する補正予算を専決処分したことにつきまして、議会に報告し、承認を求めるものでございます。補正内容は、10月12日から13日にかけて発生しました台風19号に伴う被害に係る災害復旧費を追加計上し、歳入ではその財源として財政調整基金繰入金を予算計上するものでございます。

議案第110号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、平成30年12月に発覚しました佐渡市特定施設待鶴荘におけます介護報酬不正請求事案による職員の不祥事を重く受けとめ、組織全体の規律を正し、職員全員に注意を喚起し、またみずから戒めるため、市長については給料月額10分の1を3カ月間、副市長については給料月額10分の1を2カ月それぞれ減額するもので、令

和2年1月分から適用するものでございます。

議案第111号及び議案第112号は関連した議案でございますので、一括して説明させていただきます。議案第111号 佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について、議案第112号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、地方公務員法及び地方自治法の改正により、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、市の臨時職員等が会計年度任用職員になりますことから、その給与等を定めるため、必要な条例を制定するとともに、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第113号 佐渡市職員の給与に関する条例及び佐渡市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、地方公務員法の一部が改正されたため、同法を引用する条例において所要の改正を行うものでございます。

議案第114号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、各種証明書の交付等、手数料について必要な見直しを図るため、条例の一部を改正するものです。

議案第115号 佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、廃棄物処理経費の負担の適正化を図り、廃棄物の適正な処理を確保するため、条例の一部を改正するものです。

議案第116号 佐渡市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、火葬経費の負担の適正化を図るとともに、少子高齢化によります社会情勢の変化等を踏まえ、火葬場使用料の改定及び所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第117号 佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、放牧場の必要運営経費に対し、適正な使用料とするための見直しを図り、市営放牧場の使用料を改定するため、条例の一部を改正するものです。

議案第118号から議案第120号までは、関連した議案でございますので、一括して説明させていただきます。議案第118号 佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第119号 佐渡市赤泊農林漁業体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第120号 佐渡市ドンデン山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、宿泊料金について市場の需要に応じて価格を変える変動料金制を取り入れ、近隣同一種類の施設利用料に合わせた見直しを行うことにより、指定管理者の適正な事業運営を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第121号 佐渡市漁港管理条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、本市が準拠している新潟県の条例が改正され、単価の改定等が行われましたことを受け、本市の土砂採取料等を改定するため、条例の一部を改正するものです。

議案第122号及び123号は関連した議案でございますので、一括して説明させていただきます。議案第122号 佐渡市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第123号 佐渡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について。本案は、平成26年度の総務省の通知に基づき令和2年4月1日から下水道事業について公営企業会計を適用し、より一層経営の効率化と健全化を推進するため、

必要な条例を制定するものです。

議案第124号 佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公職選挙法施行令が改正されたことに伴い、選挙運動用自動車の借り入れ及び選挙運動用自動車の燃料代の公費負担の1日当たりの金額上限並びに選挙運動用ポスター作成費1枚当たりの金額上限について改定するため、条例の一部を改正するものです。

議案第125号 圏民センター条例を廃止する条例の制定について。本案は、圏民センターについて、佐和田地区の児童クラブ及び子育て支援センターに転用するため、条例を廃止するものです。

議案第126号及び議案第137号までは、公の施設に係る指定管理者の指定に関する議案でございますので、一括して説明させていただきます。議案第126号 公の施設に係る指定管理者の指定について（心身障がい者福祉センター）、議案第127号 公の施設に係る指定管理者の指定について（精神障がい者福祉センター）、議案第128号 公の施設に係る指定管理者の施設について（佐渡海洋深層水分水施設）、議案第129号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）、議案第130号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）、議案第131号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）、議案第132号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊自然休養村管理センター）、議案第133号 公の施設に係る指定管理者の指定について（交流センター白雲台）、議案第134号 公の施設に係る指定管理者の指定について（窪田キャンプ場）、議案第135号 公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）、議案第136号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津総合体育館）、議案第137号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場）、以上の12件の議案は、佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき選定しました団体を指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第138号 損害賠償の額を定めることについて。本案は、平成31年4月23日佐渡市加茂歌代地内において発生した市所有のスクールバスによる事故に関し、さきの第6回定例会において相手方同乗者の受傷並びに車両の物損に関する損害賠償金を支払う専決処分を報告をさせていただいたところでございますが、このたび相手方運転手受傷に関する損害賠償金を支払うことについて、議会の議決を求めるものです。

議案第139号 団体営土地改良事業の施行について（深浦地区）。本案は、団体営土地改良事業基盤整備促進事業深浦地区について、佐渡市が事業主体となり、令和2年度から施行したいので、議会の議決を求めるものです。なお、当該事業の議決をいただきましたら、予算については令和2年度当初予算に計上する予定でございます。

議案第140号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について。本案は、新発田地域老人福祉保健事務組合が令和2年3月31日限りで解散することに伴い、本市が加入する新潟県市町村総合事務組合からの脱退及び同組合規約の変更について、議会の議決を求めるものです。

議案第141号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ7億7,351万円を追加するものです。補正内容は、歳入では国、県支出金、繰入金及び市債などを予

算計上し、歳出では非常用電源整備事業や災害復旧経費などを追加計上するほか、公共事業の平準化に係る債務負担行為の設定などを行うものです。

議案第142号 令和元年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ116万6,000円を追加するものです。補正内容は、歳入では災害復旧等に伴う一般会計繰入金及び諸収入の増額を計上、歳出では災害復旧に伴う修繕料の増額を計上するものです。

議案第143号 令和元年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ995万2,000円を追加するものです。補正内容は、歳入では一般会計繰入金を増額計上、歳出では施設の漏電監視、ポンプの運転、空調を管理する電気機器の修理に伴う工事請負費を追加するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪股文彦君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第109号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第109号についての質疑を終結いたします。

議案第110号 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○21番（中川直美君） 先ほど提案理由の説明がありましたが、この待鶴荘の介護報酬の不正請求事案の関係で、トップみずから給与の減額をしていくというものでありますが、前回の議員全員協議会のところでも説明がありましたが、関係職員の処分及び損害賠償云々という話があったのですが、その辺を改めて教えていただきたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

関係職員の処分につきましては、この理事者等の条例が可決後に関係職員につきまして処分をそれぞれしていきたいと考えております。

それから、賠償責任等につきましては、求めないというような形の中で、加算金等がございましたが、それに充てるというようなところは考えておりません。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 今のお話ですと、この条例が通れば関係職員の処分も一定程度する。前は六十数名ぐらいで退職された方にも自主返納を求めるみたいな話があったように記憶をしていますが、今はそういうことではないということなのかが1つ。

2つ目、不正事案で一体金額は幾らでしたか。今回市長、副市長の10分の1、3カ月分やるとそれに見合うぐらいの額になるのか、どのぐらいになるのか教えてください。

○議長（猪股文彦君） 中川総務課長。



○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

約60名ほどの中に退職された職員も含まれておるといふところの中では、それに見合う形の中でも自主返納等を求めていきたいといふことではございます。ただ、その自主返納の考え方は、損害金といふような考え方の中に見合うものといふことではございません。減給処分等に当てはめた中で、それに見合うものを自主返納といふような形で考えております。

それから、今ほど言いました市長、副市長の減額分のところ、この後の補正予算の額で減額になっておりますが、合わせて45万9,000円の減額でございます。この案件につきまして、金額のほう私ちょっと今持ち合わせてございませんけれども、追加で市の持ち出し分で払ったお金があらうかと思っております、それに見合うものではないです。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 職員が約60名で、退職された方が何名いるのか。その方に自主返納を求める、これはあくまでも法に基づいて返さなければならない話でも何でも無いわけだ。現職の職員については、回り回ってそこに行ったにせよ、立場上仕方がない面があるにしても、退職された方までやるというの、どういう理屈と根拠になりますか。

それと、そうではなくて、やっぱり職員というのは市長の補助ですから、ここは三役がどんと責任とるといふことのほうが今後の職員が頑張っていく上でも必要なのではないかと思うのですが、そういう判断はどのようにされましたか。

○議長（猪股文彦君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

約60名のうち半数が現職、それから約半数が退職された方といふことではございます。平成18年からの長きにわたったこういった事案が平成30年12月に発覚したといふところではございまして、現職につきましては、それぞれに応じまして処分をしたいと考えておりますが、退職された方にも在職したときの立場を考えて、その辺を自主返納といふような形で協力を求めたいといふことで……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） それに対してきちとした法的根拠等はあるわけではございません。あくまでも道義的な中で自主返納といふ形の協力を求めるといふことではございます。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） この案件について、みずからの減給3カ月、最大限責任をとった部分だと考えております。12年以上に及んだ案件でございますので、トータルの中で現在私の立場としては処分内容として最大限のものをやらせていただいているといふふうに思っております。

○議長（猪股文彦君） 荒井眞理さん。

○10番（荒井眞理君） 先般新潟市内で同様の施設が同様の事件を起こして、営業休止になっております。これは、民間の施設でそのような処分を受けていて、しかしその対象になっている期間というのは4カ月かそこら、半年もないものです。それで営業休止になっていると。佐渡市は12年間にわたってこれを行っていて、しかし営業休止にならないといふのは、何か特段の配慮があったのかなと思うのですが、今市長は3カ月といふのはみずからの最大とおっしゃいましたけれども、本来佐渡市が受けるべき、あるいは待鶴

荘が受けるような処分というのは、3カ月市長、副市長が減給するのが最大というふうには思えないのです。法的根拠が何かといえば、何もかも道義的なのかもしれませんし、前例かもしれませんが、この3カ月というのが本当に適当なのかという根拠をきちんと示していただきたいと思います。

それから、現職、議員全員協議会のときには約29名程度ということでしたけれども、懲戒処分という考え方は、内部告発をした人にも及ぶのか、それを私は懲らしめを受ける立場ではないのではないかとと思うのですが、この29名の中身についての考え方を教えていただきたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

職員の処分の考え方の中身ということをまず説明させていただきます。29名ほどの中には、懲戒処分から嚴重注意という幅広い中での処分の中の29名というふうに考えております。ですので、懲戒処分に当たらない注意処分というものも含めた形のものでございます。報告書に基づいて責任の度合いに応じてしたいと考えております。

それから、申告をした改善を提言した職員等につきましては、それに見合う形の中で要は処分を甘くするというわけではありませんけれども、そういった配慮は当然していきたいというふうに考えております。

○議長（猪股文彦君） 岩崎高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

佐渡市が受けました行政処分につきまして説明のほうをさせていただきます。今回の待鶴荘の不正事件に関しまして、監督官庁の新潟県のほうから行政処分を受けております。新潟県が特定施設待鶴荘に行った行政処分といたしましては、平成31年4月12日付で特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の指定の一部効力停止、具体的には新規入居者に対する介護報酬請求停止3カ月というものでございまして、期間につきましては、平成31年4月26日から3カ月間というものでございます。また、そちらを受けまして、訪問介護事業所こちらは監督官庁は佐渡市なのですが、佐渡市のほうからも新潟県の行政処分を受けまして、待鶴荘訪問介護事業所に対しまして、新潟県と同じ4月26日から3カ月間新規の受け入れ停止ということでの行政処分のほうを行っております。

それから、返還金といたしまして、それぞれ新潟県の監査分につきましては、返還金が413万127円、加算金のほうが165万2,050円、それから自主返還分でございますが、616万3,578円、それから利用者負担金の返還114万3,745円ということで、不正請求に係る返還金の合計でございますが、1,308万9,500円となっております。

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） 荒井眞理さん。

○10番（荒井眞理君） ですから、どのように判断したのかということをお尋ねしております。その運営を休止するという事は、利用者をよその施設に移さなければいけないという重大な事件です。佐渡市は、それを免れさせていただいたのか、一体何があったのか私どもは議会では説明聞いていないのでわかりませんが、少なくとも半年も同じように報酬の不正請求したところが運営休止になっているということを佐渡市がどう理解しているのかということ、そしてそれに鑑みて、この市長、副市長の3カ月の10分の1の減給というのは、果たして見合っているのかということ、それをもう一度聞かせていただきたいと

思います。

それから、行政処分ということですから、このこと同じですから、果たして3カ月というのが「これそういう処分なのか」と、軽く聞こえてしまうのです。でも、そうではなくて、これは重い受けとめなのか、一体どういう受けとめなのか、そのコメントがいただきたかったです。

もう一つ、職員、きちんとこれおかしいのではないのでしょうかということを行った方は、やっぱり大事にしなければいけない、そこをどのように考えているのか、きちんと明らかにしていただかないと、佐渡市はコンプライアンスハンドブックとかいろいろつくっても、職員がそれを守ったところで何もならないのだということに、マイナスに働いてはいけないと思うので、コンプライアンスハンドブックに従って頑張った職員は、それなりに評価しなければいけないと思うのです。その線引きというのをはっきりさせなかったら、この条例について最終的なところ、大切なところ、ちょっと納得がいかないのです、ご説明お願いします。

○議長（猪股文彦君） 岩崎高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

私からは、待鶴荘に対する行政処分につきまして、改めてご説明をさせていただきます。不正受給を受けまして、新潟県のほう、監督官庁でございます私どもに対する行政処分といったものが3カ月ということで4月12日付で処分のほうがございました。その新潟県の行政処分を受けまして、私ども佐渡市のほうも訪問介護事業所に対して同期間の行政処分というものをしております。この期間につきましてですが、私どもやはり不正受給といったものを長きにわたって行われていたものでございます。これにつきまして、再発防止に努めるということで、重く受けとめたいというふうに考えております。

それから、先ほど私のほう説明が不足しておったかもしれません。受け入れ停止ということにつきましては、新規の受け入れ停止というものでございます。それまで利用された方につきましては、特段の影響はないということございまして、新規の受け入れが3カ月間できなかったというものでございます。

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

まず、職員に関しましては、そのような形で提言をしていただいた方につきましては、今回の報告書の中で各身分等に応じて責任の所在をそれぞれ分けておるということでございます。その中で、そのランクをワンランク下げるといような形のところでは、そういった試みをしていきたいというふうに考えております。

それから、市長等の3カ月分が適当かどうかということでございます。根拠があるかどうかということでございますけれども、今までの前例を見ましても、直近の事例でいきますと、官製談合等によって職員が逮捕されたというときも、同じ10分の1の3カ月ということをしておりますので、それに見合うものというふうな考え方でやっております。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 荒井真理さん。

○10番（荒井真理君） 済みません。今身分に応じてワンランク何とおっしゃったのがよくわからなかつ

たので、そこはきちんと内部告発をした方についてどうだったのかというところを私ピンポイントで聞いているので、きちんとお答えいただきたいのと、それから今ほど繰り返し同じように処分の中身はお聞きしましたけれども、しかし本来このような12年間にわたる介護報酬不正請求の処分に比して、私はこれ軽いのではないかと、ここを佐渡市はどう考えているのか、そこをまず説明いただきたいのです。それに基づいて、では市長、副市長のこの減給処分はどうかというところなので、全然今答えになっていないので、きちんと今どのように、今回処分されたことは私は事態に比して非常に軽いと思っています。これに準じて処分を決めるのではなくて、本来この12年間の介護報酬不正請求について、非常に重いのだというところの解釈がどうでこのような3カ月の10分の1なのか、ここをきちんと説明してください。市長お願いします。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今回の件、佐渡市待鶴荘介護報酬不正請求検証委員会の中で調査報告書を出していただいた内容に準じて、いろんな処分を考えさせていただいたものでございます。私どもの減給3カ月、重い軽いという部分につきましては、12年間長期にわたるものでございました。その間特別職も3代にわたっております。既にOBになった特別職の方に関しても、同等の部分の自主返納をお願いするという状況でございますので、12年間トータルで責任をしっかりとろうという形で考えさせていただいたものでございます。

○議長（猪股文彦君） 広瀬大海君。

○6番（広瀬大海君） まず、一応確認なのですが、この副市長というのは、お二人ともということよろしいのでしょうか。

○議長（猪股文彦君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

2人ということでございます。

○議長（猪股文彦君） 広瀬大海君。

○6番（広瀬大海君） 副市長お二人いらっしゃるって、お一人は簡単に言うと福祉系の担当の副市長、もう一人は簡単に言うと産業系の担当の副市長ということでもありますけれども、今回に関しましては、待鶴荘ということですので、福祉系のほうのある意味責任ということになるかと思えます。かといって、連帯責任という部分もあって2人ともということなのかもしれませんけれども、やはり先ほど言いましたように、担当が全く違うという中で、同等というか、全く同じだと思うのですが、処分というのはどうかと。それについて、どういった根拠を持って2人とも同じというふうな形になっているのかというところを教えてください。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 副市長お二人に担当の分けはさせていただいておりますが、このような案件は佐渡市全体として12年間の長期に及んだものでございますので、担当有無にかかわらず、特別職としてのしっかりした責任をとろうということで、同一とさせていただきます。

○議長（猪股文彦君） 祝優雄君。

○18番（祝 優雄君） これ事務方に聞かせてもらいたいものだけれども、退職者に自主返納を求める、もし

それが退職者から応募があった場合には、どういう受け入れ方をするの。

○議長（猪股文彦君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

歳入の雑入のほうに納入をしていただくという形になろうかと思えます。

○議長（猪股文彦君） 祝優雄君。

○18番（祝 優雄君） 市長、よく聞いてください。法的根拠がないのです。それを自主返納を求める、もし自主返納が必要なら、法的措置をとらなければなりません。市長の軽率な発言は、これはあってはならない。結果してどうなるか、前例になる。そんなことはあってはならないのです。ここは、しっかりと法的根拠のないものをあなたの発言で自主返納を求めるなどということは、言語道断です。ここはきっちり対応をとらなければ、この場で市長は発言を取り消すべきだと思うが、どうだ。

○議長（猪股文彦君） 暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

---

午前10時49分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） ご説明させていただきます。

法的根拠があれば、自主返納ではなくて強制的な返納をお願いするということになりますが、法的な部分ではございませんので、あくまでも行政側として、OBの皆さんに対してもそこにかかわった側として道義的責任のもとということで、自主返納をお願いするというものでございます。

○議長（猪股文彦君） 祝優雄君。

○18番（祝 優雄君） 市長という立場で、発言は公的な発言です。そうすると、これは前例になってしまうのです。そういう前例をつくっておくべきではない。しかも、あなたの単独の考え方でそういうことをすべきではない。ここは、私はもう一度求めます。あなたは発言を取り消すべきだと思うが、どうだ。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） お答えさせていただきます。

前例になるということにはなると思えます。ただし、今回の件につきましても、今回の検証委員会の中で、退職者、退任者の責任というところも明確に報告されておりまして、現職職員に準じた対応を自主返納等の形により行うことを期待するという調査報告書が上がっております。この調査報告書を踏まえまして、庁内関係部門の責任者含めて、全部集まった上で詳細にさまざまな形を検討した上で、この措置と、この内容にさせていただいたということでございます。

○議長（猪股文彦君） 渡辺慎一君。

○12番（渡辺慎一君） 聞いていてじれっとなるのですけれども、吹けば飛ぶような小さな会社でも、私はこういう考え方をしているのですけれども、行政の継続性から考えれば、12年間の長きにわたってといっても、過去に責任を求めていくべきではないと思えます。例えば小さな商売でも、3代なら3代社長が続いた。現在これこれしかじかの問題で、行政処分を私が受けたというときには、私が代表者であるならば、

全額責任を持たなければいけません。死んだ先代まで責任を追及するなんてできないのです。したがって、特殊です。佐渡市というのは、行政処分できる立場と、今回のような県から佐渡市が行政処分されたのでしょ。そうしたら総額の1,308万円ですか、県から処分されたものを市長、副市長で全額責任を負うのが行政の継続性です。過去の職員が自主返納なんてとんでもない話です。それから、過去の市長にそういう責任を求めるのもおかしいと思います。そんなこと言うのだったら、商売なら商売やっていて、きちっと行政の継続性といいますか、商売なら商売でもいいのですが、やっている中で、報酬をもらっている中で、正しくやっていたら報酬をもらっているのです。それを処分されるようなことをやれば、そのときの社長なら社長、首長なら首長、今の佐渡市だったら市長と副市長が出すべきです。ですから、待鶴荘に佐渡市が行政処分できるのは、その部分で幾ら幾らのものをこうであるという行政処分ができる立場に佐渡市はある。県から処分されたものに関しては、総額市長と副市長が出すべきであります。このことに関してどうですか。

○議長（猪股文彦君） 渡辺慎一君に申し上げますが、ここは一般質問の場ではありません。議案に対する質疑ですから、議案に対する質疑をしてください。あなたの考え方は、別途一般質問なり委員会で議論してください。

今の質疑に対して答弁させます。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 渡辺議員の今のご指摘については、ご意見として真摯に承らせていただきますが、基本的に県からの今回の処分についても、12年間にわたる行政の直営の施設に対するものだというところから、検証委員会の答申も踏まえて、全部検討した上で出ささせていただいたものでございます。

○議長（猪股文彦君） 渡辺慎一君。

○12番（渡辺慎一君） 時の権力を握っているところに座っている者が責任とらなければいけないというような考え方はありませんか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） ですから、私どももこうやって処分の対象とさせていただいているということでございます。

○議長（猪股文彦君） 渡辺慎一君。

○12番（渡辺慎一君） それ給料の10分の1の3カ月、副市長に関しては10分の1の2カ月、少な過ぎやしませんか、県に処分された額と比べると、その辺どうですか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 3カ月という部分につきましては、これまでの過去のさまざまな案件等を踏まえた中で、判断させていただいたものでございます。12年間自主返納を求める部分も含めた中で、トータルの中で全ての職員を含めた中で一番重い処分の中に置かせていただいたというものでございます。

○議長（猪股文彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第110号についての質疑を終結いたします。

議案第111号 佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

近藤和義君。

○19番（近藤和義君） この条例は、パート職員に期末手当を払うという内容です。そこで聞きますが、払う対象の職員の数とその総額は幾らか。

2番目に、物件費から人件費に移って、その金額が表に出ます。そのときの財源措置を佐渡市が単独でやるのか、ラジオ、テレビでも毎日のように言っていますが、国からの交付税算入なり、支援があるのか、それを2番目に聞きます。

3番目、以前から言われていますが、非正規の職員は、災害対応ができないと言われてきましたが、その根拠は何でしょうか。

○議長（猪股文彦君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

今ほど議員パート職員というふうにおっしゃられましたが、会計年度任用職員の種別の中には、フルタイム職員とパート職員と2種類ございます。この条例の中では、期末手当を支給することができるとしておるのはフルタイムの職員でございまして、今の臨時職員でいきますと、常勤的臨時職員ということで、現在は4名ほどいます。その方を対象にということになります。金額にすると、合わせて数十万円程度というふうな上乘せになろうかと思えます。

それから、この会計年度任用職員になりまして、金額につきまして、人件費等に加わるわけですが、現在の賃金職員の合計が11億円程度ございます。それにつきましては、国のほうではこの会計年度任用職員制度を移行するに当たりまして、いろいろな財政措置を考えておるといふふうに言っておりますが、現在において明確にこういった財政措置をするというようなことは明らかになっておりません。新潟県としましても、市町村と一緒に国の方にはそういった要望をしておりますが、現在のところこれで上乘せになった人件費に係る部分につきましては、一般財源の持ち出しということになります。

臨時職員について、災害対応ができないということですが、そのようなことではないと考えております。ただし、この後公務災害であるとか、そういった部分に関したときに、この会計年度任用職員が適用になるかどうかというのは、また今後検討材料になります。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 総務課長、寝ぼけたような答弁してはだめです。まず、あなたが言ったフルタイムの任用職員になるのは、3名ではないですか、あなたは4名。それは、以前の常勤的任用職員3号職員でしょう。それ3名でしょう。あなた4名と今言った。それと、パートタイムの任用職員は関係ないみたいな答弁でしたが、584名全員の期末手当を今度払うのです、ここの条例に書いてある。そうすると、あなたの言う期末手当だけで恐らく2億円ぐらいになります。そのほかに物件費から人件費に振りかえた分が11億円ぐらいになるので、金額としては12億円、13億円が人件費として上がってくる。それに対して国県の補助体制はどうかと私質問したので、全然答えになっていない。4名だけだという答えは間違いです。

それと、第18条見てください。これ非常にややこしいので、この質疑の中では答弁もできないと思うが、第18条の地方公務員災害補償法に係る職員と、それから労働者災害補償保険法に係る職員と両方生まれる

のです、今度。そうした場合に、公務災害の適用にならない職員は、災害対応できないでしょうという質疑なのです。それは、現業職とそれからほかの職員の差が出る、そういう話だと思うのですが、もう一回答弁ください。

○議長（猪股文彦君） 暫時休憩します。

午前11時02分 休憩

---

午前11時11分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

先ほど私4名と申しましたのは、現在フルタイムに該当する方が4名おりまして、1名今年度で定年という予定でございまして、来年度は3名ということでございます。

それから、先ほど私パートタイムの会計年度任用職員には期末手当が出ないというふうに申ししてしまいました。大変申しわけございません。私の発言が間違っておりました。期末手当が支給されます。その人数につきましては、現在1日6時間以上かつ週30時間以上の社会保険に加入しております人数につきましては、584名ほどいることとなります。

それから、災害対応の関係でございしますが、公務災害、それから労働災害いずれの形でも対象にはなろうかと思いますが、公務災害と労働災害では、多少の補償の内容が違いますので、その辺は任用のときにきちとした形でできるようなことを今後考えていきたいと思っております。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 私が3人としたのは、4月1日以降の条例ですから、3人で答えなければならぬのです。

それから、1,200人ぐらい今臨時いるでしょう。そのうちの週30時間が584人でしょう。その584人全員に期末手当が出るのです、今度。地方自治法では、4月1日からできる規定になっているけれども、佐渡市は支給すると明言しているでしょう、この条例は。ですから、出さなければならない。それ根幹なのに、それわからなかったという総務課長では、条例の提案をする権利がないと私は思う。そこだけなのです、この条例の変わるところは。それで、私が聞きたいのは、再任用の職員でも1.45月分を出しているのです、期末手当を。それなのに今度のパートの人に1.3月分を出すと。あなた方正規職員の半分です。その1.3月分の期末手当を出すと決めている根拠は何ですか。私はもっと出すべきという意見なのです。正規職員より立派な優秀な職員もたくさんいることに鑑みて、同一労働同一賃金の観点からも、もう少し他市のように頑張るべきというのが私の考えですが、ここにあなた方1.3月分と言っているけれども、その答弁をいただきたい。

それから、給料表がこの条例の最後にずらっと載っています。どの職員、何人がどの給料表の何号給に当たるかというのを規則で定めるというのでしょうか、ここに書いてある。その規則と一緒に条例を提案しなければだめです。それによって、幾らかかると、総額で幾ら増額になる、物件費から人件費に幾らかかってくるという説明が必要、その規則を出してください。



○議長（猪股文彦君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

期末手当の支給月数の根拠につきましては、国のほうは2.6月分というものを示しております。それにつきまして、市町村のほうで適宜設定をするというところの中では、議員おっしゃられましたとおり、今再任用の職員が1.45月分でございます。考え方としまして、再任用の職員を上回ることはできないという考え方のもとで、その月数を1.3というふうに、2.6の半分ということで設定をしたものでございます。佐渡市と同じ支給月を予定しておる自治体につきましては、佐渡市を含めまして4市県内ではそのような月数で設定をしてございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 申しわけございません、規則につきましては、現在説明会等開きながら要望事項等も聞きまして、規則の内容等につきまして今さらに検討を重ねておる段階で、まだ確実なものができ上がってございません。委員会審査までにはお示しをしたいと考えておりますが、今きょうの時点では確定されたものがないものですから、一緒に提示できないということでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 暫時休憩します。

午前11時17分 休憩

---

午前11時24分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 大変説明がまずくて申しわけございませんでした。

規則につきましては、常任委員会審査までにきちっとしたものを提出したいと考えております。

それから、概算になりますけれども、その期末手当支給等に関するものにつきましては、約2億円が上乘せされるというふうに現在考えております。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） この会計年度の任用職員の問題は、きのうの新聞にも出ていますし、おとといの新聞にも出ていますし、いろんなところで出ています。さっきの質疑はちょっと難しかったので、わかりやすく言えば臨時の職員が会計年度の任用職員という新たな公務員になるということなのです。地方公務員法の大改悪だとも言われているのです。それで、そうすると何人が会計年度の任用職員になりますか。さっき五百何人という話をしました。それで、約2億円ぐらい経費がふえるということはわかりました。厳格には何人ですか。

それと2つ目、極めて問題なのは、今回同一労働同一賃金の問題や任用のあり方が問題だから制度を変えたのです。今までは、11カ月雇用、便法で脱法的な行為だというふうに言われているのだけれども、そういうことではなくて1年勤めるけれども、1年こっさり、また試験受けてやる。これは、ご承知のとおり

り地方公務員法第13条と第15条の平等の取り扱い、成績主義に基づいてやるのだけれども、つまり今までは自動更新っぽくなっていてでしょう。それは、例えば国家公務員は2回までというつまり再度の任用と任用の更新、これ何回までなのか、佐渡市の場合。

それともう一つは、先ほどあなたは言いましたが、今勤めている方にきちんと説明した上でこれ出してこなければならぬのではないですか。全国のニュースの中でも、1年こっきりでまた試験受ける、そしてこんな給料だったら違うところへ行きますよという人もいるわけです。そういったことをきちんと話した上で条例案を出すべきものではないのですか。市長はどのような指示をしたのですか。それで言います。規則の関係、私は国の通知を見て言うのです。国の通知のスケジュールでは、条例、規則の制定等については、議会において提案し、成立を図ることとなっているのではないですか。規則がないようなものを出してくるといふのは、これは大問題です。今言ったように、まだ話をしているのでしょうか。どうなるかもわからないのに出してくる。違いますか。とめるのは最後にしてもらって、さっきの再度任用の問題、そのときの選考のあり方、面接、筆記いろんなことを言われているのだけれども、具体的に佐渡市はどうするのか。

○議長（猪股文彦君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

人数等につきましては、先ほど申し上げた584名のほかに、日々雇用等の者も含めて、全て非常勤特別職にならない者に関しましては、会計年度任用職員というような形になりますので、現在の日々雇用者等も含めると、1,000名以上の方が会計年度任用職員になろうかと。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 再度の任用につきましては、1年ごとの更新と申しますか、1年ごとでございませぬけれども、再度の任用につきましては、年数が云々ということではなく、その一年一年を再度任用していくということになります。

それから、説明会等につきましては、これまでに4回、それから関係課の対象の方、嘱託職員等を含めまして、6回ほど説明会等をしております。その中で、現在いろいろな質問事項等が来ております。それを精査しながら今規則のほうを検討しておりますので、常任委員会の審査までにはきちっとしたものを出していきたいなと思っております。

○21番（中川直美君） ですから、今言った採用の基準も例えば再度の任用、マニュアルにははっきり出ているでしょう。国の期間業務職員については2回だよと。ついては、それに準じた扱いをやりなさいよと。これはなっているではないか。だけれども、佐渡市は1回、つまり1年ごと、1年ごとで臨時の職員、事実上首を切られるのと同じなのです。継続雇用というのは、今度はなくなりますから、今まではそうは言っても、労働基準法の関係、適用の中で繰り返しできたけれども、それはわかっているでしょう。だから、さっき国の通知言ったでしょう。規則を出していただければ、どのような選考方法をするのか、筆記試験なのか、面接なのか、実地試験なのか、どんな新聞見ても出ているのではないですか。その規則をまず出さなければ、これは審査できません。

○議長（猪股文彦君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 再度の任用につきましては、1年ごとに繰り返

すというところで、その都度、その都度やりますので、1年でできないということではございません。再度の任用ができる期間については、その都度、その都度1年ごとふえていくという形しております。

それから試験、更新ではないですけども、1年ごとの中では、筆記試験ということではなく面接をして必要な方を任用するというふうを考えております。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） そうすると、今公募によらない従前の実績に基づく能力による再度の任用は1回、それはやるというのだな、うちは。これは2回までだよ、3回までだよ、地域の実情に合わせてやりなさいよと、再度の任用。再度の任用等はおわかりでしょうけれども、任用の更新は違うのですから、厳格に。だから、あえて再度の任用ということで、あなたは今できると言ったのだ、いいね。そんなことも何も全部規則見ればわかるのだ。再度の任用というのは、従来と同じ、今の職を実証主義に基づいてまた契約をお願いしますよと。ところが、任期の更新というのは一回一回なのです。それ私は再度の任用といたら、あなたは従前と同じにやれるとあなたは言っているのです。だから、曖昧でもいいですから、今どこまで規則ができていいのか、それ出してください。私は、国の期間業務職員は2回までだと。どんな本見てもマニュアルで書いてあります。それをあなた、うちは一回一回ですつとやっていきますと今答えたのです。それはどうなのですか。だから、規則きちっと出さない、そうしないとわからない。西日本新聞にも出ていましたが、説明会やったら、保育士あたりがこんな一年一年だったら民間に行きますと行って、民間に行った人もいます。ボーナスもらえるというのだけれども、基本給下げられて、トータルとして同じことになったから、こんなのだったら向こうへ行きますという職員だっているのです。働く人のことを何と考えているのですか。そういうことをしっかりやった上で規則つくって出してくるのが当たり前ではないのですか。

○議長（猪股文彦君） 暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

---

午前11時36分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

ここで午前中の質疑を終了し、昼食休憩といたします。

〔私の答弁がされていないです〕と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） それを含めて午後再開します。

午後は1時から議会報編集特別委員会、1時半から本会議を再開するというので、昼食休憩に入ります。

午前11時37分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（猪股文彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで議会運営委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

午後 1時30分 休憩

---

午後 2時15分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

---

議会運営委員長の報告

○議長（猪股文彦君） 議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

近藤議会運営委員長。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

○議会運営委員長（近藤和義君） 議会運営委員会における協議の結果を報告いたします。

議案第111号については、執行部より条例に伴う規則が整備され次第改めて提案したいので、関連する議案第112号とあわせて議案を撤回したい旨の申し出があり、協議の結果、これを了としました。これを受けて、本日の議事の流れをご説明します。この後残りの議案の質疑、委員会付託を行った後、日程を追加し、議案第111号及び議案第112号の議案の撤回の議事を行いますので、そのようにご理解をお願いします。

また、撤回された議案については、12月11日の一般質問終了後に再提案する予定としておりますので、その旨ご了承願います。

報告は、以上であります。

○議長（猪股文彦君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

議事日程追加の作業のため、ここで暫時休憩いたします。

午後 2時17分 休憩

---

午後 2時53分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

議案第111号の質疑の途中で議事が中断しておりますが、先ほど議会運営委員長から報告がありましたとおり、執行部から議案第111号及び議案第112号を撤回する旨の申し出がありましたので、議案第113号から質疑を再開します。

議案第113号 佐渡市職員の給与に関する条例及び佐渡市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第113号についての質疑を終結いたします。

議案第114号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○21番（中川直美君） 先ほど提案理由の説明のところ、具体的になぜ上げるのかということが非常になかった。消費税増税もあって、例えば印鑑条例やいろんなもので言うと、200円を300円という一律です。

つまり150%になる。50%増させるといことなわけで、消費税増税以降いろんなものが主婦から聞いたのですが、ソーセージの容量が5グラム減っていたり、いろんなことになっているという中で、これ何で上げるのですか。現行だと一体幾らで、この100円上げることによってどうなるのか、教えてください。

○議長（猪股文彦君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

この手数料の値上げにつきましては、近隣市町村、県内20市等の均衡を図るために調べた結果、おおむね17の市町村が350円以上の手数料ということになっておりますので、佐渡市につきましても、今まで上げていなかった部分につきまして、200円から300円に引き上げるというものでございます。

〔「幾ら上げたの」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 200円の手数料であったものが300円になるということでございます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 最後に、つまり全体で200円が300円なのは私はわかる。ですから、さっき言ったように値上げ幅で言うと150%の値上げだと。だけれども、全体で言うと、全体で2,000万円が2,500万円になるとかどうかということをもまず聞いたのです。

そして、もう一つは、17市というのだけれども、これ消費税絡みで上げているのではないのですか。そうすると、結局便乗値上げということになるのではないですか、違いますか。何で今上げなければいけないの。来年の4月からでもいいではないか。なぜ今なの。

○議長（猪股文彦君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

今回条例改正を提案しておりますが、来年の4月1日からの適用ということでございます。全体が幾らになるかというところまでは、ちょっと今私数字持ってきてございません。申しわけありません。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） ですから、便乗値上げではないですかというの、消費税増税との関係で。150%の値上げだから、すごい値上げなのです、この値上げ幅というのは。100円だからいいという話ではないのだ。だから、一体幾らが幾らになるの、全体として。

○議長（猪股文彦君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

手数料の部分の改定は、大分前のことでございまして、そこから見直しをということで、今回消費税ということではなく、手数料の見直しをかけた中で、近隣の市町村との均衡を図るためにということであります。決して便乗ではございません。

○議長（猪股文彦君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第114号についての質疑を終結いたします。

議案第115号 佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑

を許します。質疑はありませんか。

後藤勇典君。

○1番(後藤勇典君) こちら先ほどの説明の中で、負担の適正化というような話があったのですが、その負担の適正化という考え方についてで、何を見て何を根拠としてそのように判断されたのか。類似団体なのか、それともほかの離島の状況を見てのものなのか。別表第2の部分見ますと、重量区分のところキログラム10円の処理料が今度はキログラム100円になると、これ廃プラスチック類では100円になって、木くず、紙くず、動物性残渣、その他市長が定めるものについてはキログラム10円というような形になっておりまして、そのほかの項目についても幾らか上がっているのですが、その部分についてのご説明をお願いします。

○議長(猪股文彦君) 計良環境対策課長。

○環境対策課長(計良朋尚君) ご説明いたします。

今回廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、ご提案をさせていただいているところでございますが、手数料の見直しをお願いをしております。そのことについてでございますけれども、現在ごみの処理経費につきましては、平成30年度決算ベースで14億円ほど経費がかかっております。それに対しまして、歳入、特に処理手数料になるわけでございますけれども、1億円を下回るほどの金額を市民の皆さんからご負担をいただいていると。負担率にしますと、7%ほどというふうに試算をしております。これに対しまして、県内の自治体の手数料の状況を調査をさせていただきました。調査の結果、やはり格差が大分広がってきているという状況がございます。特に日々お使いになっていただきます燃えるごみの手数料でございますけれども、県内の自治体の手数料を1といたしますと、0.4ぐらいの水準が今の佐渡市の手数料の状況でございます。したがって、そういった市民の皆さんにはご負担増ということで、大変ご迷惑をおかけすることにもなるわけでございますけれども、できるだけその負担をお願いをしたいということで、今回提案をさせていただいたところでございます。また、消費税の見直しもございました。佐渡市におきましては、当該条例の改正平成21年から行われておりません。その間5%が8%になり、今回10%になったということもございます。そういったことも踏まえて、条例の改正というものを提案をさせていただいているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長(猪股文彦君) 後藤勇典君。

○1番(後藤勇典君) 県内が1に対して佐渡は0.4という状況なのではございますけれども、ちょっと確認で、その県内20市の中での順位ですか、順位的には佐渡はどの程度なのか、その0.4というのが20市中どうなのかというところと、それと歳入のほうで受益者負担というのが正しいかどうか分からないのですが、14億円の経費に対して歳入が1億円未満、これを実施することによって消費税の絡みもあるのですが、どの程度歳入が全体としてふえる見込みなのかについてもお聞かせください。

○議長(猪股文彦君) 計良環境対策課長。

○環境対策課長(計良朋尚君) 幾つかお尋ねがございました。2点ほどだったというふうに理解をしております。

1つは、今回の見直しで幾らぐらいの歳入の増加を見込んでいるのかということでございます。総額で2,700万円ほどの歳入増を見込んでおりますし、市民の負担率につきましては、1ポイント少々、先ほど

7%というふうに申し上げましたけれども、8%ぐらいまで、8.5%ぐらいになるなというふうに見込んでおります。

もう一点、燃えるごみの状況をまずご説明をしたところですが、燃えないごみとか、粗大ごみとか、いろいろございます。特に全般総合しましての状況もございますが、特に燃えるごみについては著しく低い状況ということでございますし、そのほかのものについては、県内の使用状況については、ほぼちょうど中間ぐらいの水準だというふうに思っておりますけれども、新たにコストのかかる要素もございます。さきの議会で補正予算もお願いをしました。小型家電の処理経費、あれが適切にリサイクル法に基づいて処理をする上で900万円ほど年間コストが新たにかかってくると。それから、今般の条例の改正案の一つにございますけれども、スプレー缶、それからガスライター、こういったもの全国でも事故が起きております。北海道のほうでガスの爆発火災がございましたし、全国のクリーンセンターでも処理の中で混在、混入をして火災が起きたというふうなこともございます。そういったものを分別をして適切に処理をするというふうなことからも、これから一定のコストもかかってくるというふうなことでございまして、それらの経費を踏まえた見直しを今回お願いしているということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 先ほどと同じように、生活に密着したものの値上げです。例えばごみ袋大については25%の値上げ、小については6%だが、この値上げ幅はどういう理屈なのですか。ほかにしても、300円が350円とか、さっき言ったいろんなものもあるのだけれども、どうなのか。

それで、ひとつ燃やすごみの関係、先ほど2,000万円が云々という話がありましたが、例えばことしの7月7日に環境対策課が指定ごみ袋を発注したという話があったではないですか、間違っ。あのときに何度も言いましたが、平成30年度は4,200万円だったものが今年度については2,400万円というのは、すごく安く、半分も浮かしているではないですか、2,000万円も。もともとごみ袋自体でいえば、原価が半分以下に下がっているのだから、上げる必要も、それだけではないというのだろうけれども、そういったところを考えると、消費税増税やいろんなことで家計の暮らしが大変、ごみなんて1週間に1回、1週間に2回とかやります。なるべくごみ袋の中に入るようにと頑張ってやります。こういったものは、私は上げるべきではないと思うのだけれども、先ほど言った指定ごみ袋の業務委託の発注では、昨年よりも半分の値で発注をしているという絡みでどうなのか。

○議長（猪股文彦君） 計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

今回条例案をご提案するに当たりまして、市内の廃棄物関連事業者、それから婦人団体、消費者団体の方々等にご意見、ご説明もし、意見照会もさせていただきました。また、市が条例で設置をしております環境審議会も同様な対応をとらせていただきました。そういったところの中で、今ほどお尋ねがございましたように、春先の不適切な事務のところの中で、一定の経費の削減も図っているのではないかとというようなご意見、ご指摘もいただいたところでございます。先ほどの質問の際にもご説明申し上げましたけれども、近隣、県内の自治体の状況を踏まえまして、手数料の見直しを図ったわけでございますが、特に日々お使いになる燃えるごみ大のごみ袋につきましては、そういったご意見も踏まえて値上げ幅というものを圧縮をさせていただきました。今ほど申し上げたとおり、県内平均では1のところ佐渡市は0.4というこ

とで、200円の手数料を本来であれば400円とかぐらいまで上げてというふうなところを想定をしたところ  
でございますし、できれば300円ぐらいにしたいというふうに思ったところでございますが、250円という  
ところまで圧縮をしてご理解をお願いをしたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） ですから、別表第1にある燃やすごみ指定容器（大）10枚につき200円だったもの  
を250円にしているのではないですか。小については、150円を160円だから、計算でいくと6.6%、大につい  
ては25%上げているのではないですか、配慮したというけれども。逆ではないの。ごみ袋の中に本当にごみ  
一生懸命入れて出します。私も粗大ごみみたいなものなのだけれども、どうなのというの、この幅が。結  
果的に言うと、先ほど言った環境審議会だかどこかにもあったというけれども、当初のごみ袋の発注その  
ものも2,000万円ぐらい浮いているのだから、ことしはやっぱり我慢すべきところだったのではないの。  
結果としては、消費税増税で値上げするという話ではないですか、違いますか。

○議長（猪股文彦君） 計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

今回の改正案につきましては、近隣の自治体の状況、それからごみの適切な処理を行うためのコスト、  
そういったところを勘案をさせていただきまして、ご提案をさせていただきました。基本的には、先ほど  
もご説明しましたとおり、5%から見直しも行っていないということも踏まえて、今般10%の計算もし、  
見直しを図ったということでございます。

それと、もう一点見直しを行う理由がございます。廃棄物の処理につきましては、廃棄物の処理及び清  
掃に関する法律に基づいて行っているところでございますが、市内には民間の事業者が廃棄物の事業を行  
っております。この民間の事業者の料金設定がこの法律に基づきまして市の条例の範囲内、その額を超え  
てはならないという法律の規定もございます。佐渡市の条例の改正を行いませんと、結果として民業の圧  
迫にもつながると、民業の料金の見直しを行うことができないということになってしまうものですから、  
今回あわせて見直しを行ったということでございます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） これ最後、市長これどういう指示出したのですか。結果的に消費税増税絡みの便乗  
値上げと主婦は捉えますよ。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） この条例案、令和2年4月からの施行予定の条例案でございます。この10月の消費  
税に絡めたものではございません。ただ、検討の材料として、10年以上前からこの料金、消費税5%のと  
ころから一切手を加えていなかった部分も踏まえたことは確かでございますが、あくまでも係るコスト、  
処理コストに対する受益者負担的な部分の比率、これでもまだ県内ではずっと低い負担となっております  
ので、その部分は一定の負担をお願いしたいということで考えさせていただきました。

○議長（猪股文彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。



議案第115号についての質疑を終結いたします。

議案第116号 佐渡市火葬場条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○21番（中川直美君） 皆さん、資料を見ていただければわかるのですが、これは値下げをしているところもあります。例えば1体につき2万3,000円を2万円、13%ぐらい値下げし、無料にしているところもあるし、2万9,000円を3万5,000円に上げているところもあるし、これはどういう理屈なのですか。先ほど言った県内にまた合わせるとこういうふうになったということですか。

○議長（猪股文彦君） 計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） 今般ご提案をさせていただいております火葬場の使用料についてでございます。火葬場という性質があるわけでございますが、県内におきましては、市民無料という自治体も幾つかございます。地域で長年お暮らしになっていただいて、地域づくり等々でご協力いただいた方、お亡くなりになられたのだということで、行政として無料というふうな取り組みが基本的な考えだというふうに思っておりますけれども、今般につきましては、そういった自治体、それから県内の自治体の火葬場の使用料の状況、無料のところを除いた平均が1万6,000円ほどとなっております。それに対しまして、現在佐渡市の火葬料金につきましては、1体2万3,000円という水準でございますので、今年間7,000万円強ほどのコストが斎場の運営費にかかっておりますけれども、できるだけ経費の低減化を図りたいという思いでご提案をさせていただいております。2万3,000円を2万円と、加えて少子化の状況もございます。市民の方残念ながらそういうことになったということについて、市民の生活を支えるような温かい行政と、基本的に無料化等々を行っている自治体については、そういう趣旨があるわけでございますが、18歳未満については、市民の方は無料にしたいというようなご提案をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 先ほどの一連の手数料の関係で言うのだったら、これは県内平均の1万6,000円にすべきだったのではないのですか。一生に1回しか使わない料金ですけれども、こんなものよりも、毎週のごみのほうが私はもっと下げてほしい気がするのだけれども、どうですか。無料のところもあると、今までの値上げが全部近隣市町村に合わせる方向でやってきたというのだから、これつじつま合わないではないですか。どうですか。

○議長（猪股文彦君） 計良環境対策課長。

○環境対策課長（計良朋尚君） ご説明いたします。

私ども担当課といたしまして、廃棄物、そして火葬場というところを所管をさせていただいております。見直しに当たりましては、県内自治体の動向等も踏まえてご提案をさせていただいているところでございますけれども、総合的に低減を図られるべきものについては、低減を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（猪股文彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第116号についての質疑を終結いたします。

議案第117号 佐渡市放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第117号についての質疑を終結いたします。

議案第118号 佐渡市赤泊自然休養村管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○21番（中川直美君） これも宿泊料をかえています。中学生以下は1人3,200円が3,000円に下がるのだけでも、大人は4,000円が6,000円に上がる。子どもは下げて格好いいスタイルにしておきながら大人でもうけようという作戦だろうとは思いますが、具体的にはどういう根拠になっているの。それで、全体としてどこが幾ら上がるの。

○議長（猪股文彦君） 祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

観光振興課所管の宿泊料を伴う3施設のうちの一つでございまして、議案第118号、議案第119号、議案第120号というところが今回料金の見直しの対象になっております。今回の見直し、基本的な考え方といたしましては、島内の民間の宿泊施設におきましても、需要と供給のバランスを宿泊料金に反映させている価格戦略をとっているという民間事業者が普通でございまして、対しまして、当課の所管している施設、通年の料金は一定というところでもございました。このことから、民業の圧迫につながるというところもありまして、価格戦略を取り込んで、ハイシーズンでは上限を1.5倍、同時に子どもの料金、この部分につきましては、従来大人の金額と余り差がなかったものですから、めり張りをつけまして安くしているということでございます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） ですから、それをやることによって、例えば昨年ベースで言うると一体幾らが幾らになるのですか、それが1つ。

それと、こういった民業圧迫という非常に格好いい言葉を言うのだけれども、宿泊業者も含めて消費税増税やいろんなことで大変なこともある。そういった中で、だけれども、こういったところもまた安いというところで私は利用価値が非常にあったのだと思う。あのときトキ交流会館なんかも上げてしまったけれども、結果的に旅行者なり、消費者に選択の幅をどんどん少なくしてしまって、佐渡の魅力を私はなくしているように思うのだけれども、まず全体で幾らが幾らになるのか。

○議長（猪股文彦君） 祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

今の議案第118号の赤泊自然休養村管理センターにつきましては、ほとんどこちらは日帰りのお客様が

多いということで、実際金額の見直しを図っても収入に与える影響はこの部分については恐らくないと思います。ちなみにこちらの収入額なのですが、年間の利用者が1万人程度、収入が1,600万円程度ということになっておりまして、宿泊以外のものがございます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 全くうそではないですか。民業の圧迫も何もしていないではないですか。上げる必要も、下げる必要も何もないではないですか。あなたが答弁で全く影響ないと、何で上げるのですか。民業の……でしょう。どこが民業を圧迫しているのか教えてください。

○議長（猪股文彦君） 祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

この施設につきましては、宿泊はできるようになっているのですが、実際に宿泊ということは余り数字に入っておりません。残りの2つの施設、この施設を合わせまして3つになるのですが、そこで同じコンセプトで料金を設定することによって、平準化が図れるし、ほかの施設に与える影響というところも最小限に食い止められると考えております。

○議長（猪股文彦君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第118号についての質疑を終結いたします。

議案第119号 佐渡市赤泊農林漁業体験宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第119号についての質疑を終結いたします。

議案第120号 佐渡市ドンデン山荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○21番（中川直美君） これもドンデン山荘、佐渡にとってはある意味非常に魅力のあるところだというふうに思います。指定管理にも出しているところではありますが、これも中学生以上4,500円を6,750円、小学生以下は下げているけれどもというようなことをまた同じように理屈がわからないことをやっているのですが、また民業を圧迫しているというのだらうと思うのですが、どうしてこのようなことをするのですか。それで、年間の利用者が幾らで、これもどの程度の影響額があるのか。

○議長（猪股文彦君） 祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

このドンデン山荘につきましては、泊まりの数字というものがございます。今年間で2,000人程度が宿泊しております。収入にしましては、大体1,000万円程度というようなことで考えてございますが、この部分につきましては、競合する施設がないというようなところから、民業圧迫というようなところは当てはまりません。ただ、継続的な運営というものを図ることにつきましては、ハイシーズンと閑散期の料

金の差別化というものを図ることは重要なことかと考えております。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） そうすると、これ指定管理に出しているものですから、その指定管理料との関係はどのようになりますか。

○議長（猪股文彦君） 祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

指定管理料なのですが、今ドンデン山荘、ここの部分につきましては、指定管理料はゼロ円ということで行っております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○観光振興課長（祝 雅之君） 今採算ベースとして赤字かとんとんというようなところで推移しておりますので、この金額をやってみて、今後の推移を見守りたいと考えております。

○議長（猪股文彦君） 金田淳一君。

○14番（金田淳一君） 今までの3つの議案、同じような議案だと思うのですがけれども、ここの議案書の備考のところの2番に、「利用料金は上記の金額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」というふうになっております。先ほど観光振興課長の答弁ですと、要するに季節のハイシーズンあるいは比較的暇な時期、民間の業者ですと、暇な時期は料金安いです。また、忙しいときはかなり高くなっているという状況の中で、その業者についてもやはり経営の問題上もあるのでしょうか、お客さんから高料金を得られそうな時期にやはりこの条例がさわりとなって高い料金をいただけないという、そんな状況の中でこういうふうな条例が定められたのかなというふうに思うのですが、そんなのかどうなのか、説明いただきたいと思えます。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 今議員ご指摘のとおりでございまして、これまでは条例により定額で決まっています。オンシーズン、オフシーズン関係なしに、この条例の金額でしか設定できない。ところが、それですと、やっぱり夏場のシーズン、冬場のシーズンでお客様の動向もまるっきり違います。その意味で、指定管理していただいて、引き受けていただいている事業者サイドがお客様の需要にあわせて自在に上限だけ決めて、あとは料金設定を裁量でできるという柔軟性を持たせたいということでございます。

○議長（猪股文彦君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第120号についての質疑を終結いたします。

議案第121号 佐渡市漁港管理条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第121号についての質疑を終結いたします。

議案第122号 佐渡市下水道事業の設置等に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第122号についての質疑を終結いたします。

議案第123号 佐渡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第123号についての質疑を終結いたします。

議案第124号 佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第124号についての質疑を終結いたします。

議案第125号 圏民センター条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第125号についての質疑を終結いたします。

議案第126号 公の施設に係る指定管理者の指定について（心身障がい者福祉センター）の質疑を許します。質疑はありませんか。

荒井真理さん。

○10番（荒井真理君） ここにその施設の固有名詞がないので、それを一応教えていただきたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 大屋社会福祉課長。

○社会福祉課長（大屋広幸君） ご説明いたします。

心身障がい者福祉センターにつきましては、愛らんど相川でございます。

○議長（猪股文彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第126号についての質疑を終結いたします。

議案第127号 公の施設に係る指定管理者の指定について（精神障がい者福祉センター）の質疑を許します。質疑はありませんか。

荒井真理さん。

○10番（荒井真理君） 議案第126号と同じですが、この施設の固有名詞を教えてください。

○議長（猪股文彦君） 大屋社会福祉課長。

○社会福祉課長（大屋広幸君） ご説明いたします。

精神障がい者福祉センターにつきましては、相川岩百合でございます。

○議長（猪股文彦君） 荒井真理さん。

○10番（荒井真理君） そうしますと、今までこの相川岩百合のほうは、別の法人が指定管理しておられたのかなと思うのですが、この精神障がい者福祉センター、前議案のほうが心身障害のほうですけれども、これを同じ団体が2つ持つと、ほかにもたくさん持っていらっしゃるんですけども、この負担というか、大丈夫なのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 大屋社会福祉課長。

○社会福祉課長（大屋広幸君） ご説明いたします。

相川岩百合につきましては、前回もとき福祉会で指定管理を行っております。

○議長（猪股文彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第127号についての質疑を終結いたします。

議案第128号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡海洋深層水分水施設）の質疑を許します。質疑はありませんか。

後藤勇典君。

○1番（後藤勇典君） 今回指定管理料が900万円下がっているのですけれども、そちらの理由をお聞かせください。900万円の利益が出たからという話なのかなとは思いますが、お願いします。

○議長（猪股文彦君） 山本地域振興課長。

○地域振興課長（山本雅明君） ご説明いたします。

この分水施設につきましては、脱塩装置を2種類つけております。逆浸透膜、それともう一つ、電気透析膜という2種類がございます、一番最初に言った膜が高価でございます、この2つの周期がたまたま逆浸透膜につきましては、2年に1回の交換ですけれども、これ今回の指定管理期間3年間のうちに1回の交換で済むというところと電気透析膜につきましては、メーカーからの保証といいますか、アドバイスもありまして、3年に1回でいいというところで、今まで2年に1回やっていたところを3年に1回にするというところで減額ということになっております。

以上です。

○議長（猪股文彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第128号についての質疑を終結いたします。

議案第129号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第129号についての質疑を終結いたします。

議案第130号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）の質疑を許します。質疑はありませんか。

後藤勇典君。

- 1番（後藤勇典君） これもちよっと素朴な疑問で申しわけないのですが、前回は非公募のため審査なしというふうにあるのですが、そちらどういふことなのかなという確認が1つと。

それから、前回の参考の部分では4年間で指定管理料ゼロ円ということなのですが、今回は5年間でゼロ円と、期間が変わっているその理由についてお聞かせください。

- 議長（猪股文彦君） 祝観光振興課長。

- 観光振興課長（祝 雅之君） ご説明いたします。

前回公募せずに指定管理者を選定したというところなのですが、実際に日ごろ管理していただいていた事業者、そこ一つが管理できるということから、そのまま指定管理でお願いしていたものでございます。今回につきましては、公募してみてもほかに参入してくれる事業者があるかどうかというようなところを見たところでございます。

もう一つ、指定管理期間の件なのですが、指定管理には運用指針がございまして、その中で指定期間というものが定められております。指定期間については、公の施設の特性に応じて定めるものとするというふうになってございまして、一つは3年以内と、もう一つは5年というところがございまして、3年と5年の違いというところなのですが、3年以内の部分につきましては、今後の施設管理方針が明確になっておらず検証が必要な施設、5年の施設につきましては、長期間の指定により経済性、効率性の向上が見込まれる施設ということで分けられております。これを参考にさせていただいて、指定管理期間を設定させていただいております。

- 議長（猪股文彦君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第130号についての質疑を終結いたします。

議案第131号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第131号についての質疑を終結いたします。

議案第132号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊自然休養村管理センター）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第132号についての質疑を終結いたします。

議案第133号 公の施設に係る指定管理者の指定について（交流センター白雲台）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第133号についての質疑を終結いたします。

議案第134号 公の施設に係る指定管理者の指定について（窪田キャンプ場）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第134号についての質疑を終結いたします。

議案第135号 公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第135号についての質疑を終結いたします。

議案第136号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津総合体育館）の質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○21番（中川直美君） これは、今回は指定管理料が上がっているわけですが、何で上げたのですか。先ほどの逆浸透膜云々というようなことがあるのだろうと思うのですが。

○議長（猪股文彦君） 粕谷社会教育課長。

○社会教育課長（粕谷直毅君） ご説明します。

今回指定管理料が上がっておりますが、前回この指定管理料というのは、こちらが提示した金額に対して幾らでとるかというところの金額でありますので、前は受けていただく金額が低かったということで聞いております。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） つまり前は低かったのが今回は上げてくれというので上げたという話ですね、今のは。指定管理料というのはそういうものですか、違うでしょう。国の通知も出ているけれども、ちゃんとした人件費やいろんなもの、社会保険に入っているかどうかも含めてあなた方はやっているというのだから、それから見てどうなのかと見なければいけないのではないですか。つまり前は3年間赤字額をくわせていたという話でしょう、今の話だと。

○議長（猪股文彦君） 粕谷社会教育課長。

○社会教育課長（粕谷直毅君） 私のちょっとご説明の仕方がまずかった点ありますけれども、指定管理料というのは、過去3年間の収支に関するところのいわば赤字の分をあらわすような金額で、それで最初こちらが提示した金額に対して幾らでとっていただけるかというところで金額を提示していただくわけなのですが、前はその金額の提示が低かったということで聞いております。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 議長、きちんと答えさせてください。言い方は違うけれども、さっきと同じことを



言っているのです。指定管理料というのは、おたくがやってみて足りないから今回はふやしてくださいというものなのですか、そうではないでしょう。本来佐渡市がやるよりも民間がやったほうが住民サービスやいろんなことがいい、我々がやれば1,000万円なのだけれども、民間でやるから900万円でもこれだけの利益が出る、あるいは1,100万円出すのだけれども、サービスよくなるという計算のものでしょうか。この間3年間やったから、やっぱり足らなかったからふやしてくれと2回答弁しているのです。どうなのですか。

○議長（猪股文彦君） 暫時休憩します。

午後 3時42分 休憩

---

午後 3時43分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） ご指摘の指定管理につきましては、過去3年間積算しまして、こちらのほうから基準額を示して、それに業者が何社か応募してくるわけです。その金額がたまたま前回は低かったということで、今回につきましては、過去3年間を見て我々のほうで示した基準でまた再度応募したら結果的にこうなったということでございます。

○議長（猪股文彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第136号についての質疑を終結いたします。

議案第137号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場）の質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○21番（中川直美君） 同じ団体に出すので、これも上がっているのです。先ほどの答弁と同じだと思うのですが、この間指定管理なんてあったでしょう、ほかにも。では、ほかもそうやってやっているのかというのを言いたいのです。3年間の例えばこの前にあったのが勤労青少年ホームだとか、赤泊の云々3年間やってみてどうだったかで指定管理決めているのか。そんなことやっていないでしょう。あなた方いいへ理屈つけているのではないですか。指定管理は一体どこが大もとで束ねているのですか、企画課ではないですか。はっきりしてください。つまり今まで幾つもあったでしょう。同じようにやっているの、だったら上がるのではないか。

○議長（猪股文彦君） 甲斐防災管財課長。

○防災管財課長（甲斐由紀夫君） ご説明いたします。

私どもの指定管理の候補者審議要領というのがございますけれども、先ほど教育長からもお話ありましたとおり、まず基準額というのが設定されます。それより安いものであれば、そういった評価をしていくといったこととなりますので、前回との比較というのは基本的にないというものでございます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 先ほどの議案は、過去3年間のと言ったのです。今の答弁はないと言ったではないですか。調整してください。こんな矛盾した答弁やっていたら、まるで桜を見る会みたいではないですか。

○議長（猪股文彦君） 暫時休憩します。

午後 3時46分 休憩

---

午後 3時46分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

甲斐防災管財課長。

○防災管財課長（甲斐由紀夫君） ご説明いたします。

基準額というのが一つの今話になっているわけですがけれども、その基準額は過去3年の実績の中で評価されて決定されていくといったことからしますと、施設ごとで異なっていくというものでございます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） そうすると、さっきの第1回目の答弁はどうしてくれるのですか。大体そんな答弁が出ること自体が指定管理という行政処理のあり方について、佐渡市がきちんとした方針と考え方持っていないということのあらわれです。そうとしかないので。だから、監査委員から内部の統制がきいていないというふうな意見が出るのではないのですか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 申しわけありません。今担当課長のほうの説明は、質問を取り違えての答弁でございました。担当課長のほうは、指定管理ではなくて評価のほうのつもりで最初答弁させていただいたようです。あくまでも過去3年の指定管理者の収支状況を踏まえながら公募の際の予定標準額を決めるというやり方は、全て統一の形で算出ということになっております。よろしく申し上げます。

○議長（猪股文彦君） 荒井真理さん。

○10番（荒井真理君） 済みません、ちょっと焼き直しで申しわけないのですが、一応市長と防災管財課長は別人格だと思いますので、本当に質問を取り違えてなのか、そのところをはっきりさせていただきたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 甲斐防災管財課長。

○防災管財課長（甲斐由紀夫君） 取り違えたといえますか、ちょっと答え方を間違ったようでありまして、市長が申しあげましたとおり、算定の方法は同じなのです。ただ、先ほど言いましたように、算定するときに過去3年間を考慮して算定するということですので、どういった要素を考慮するかは基本的に同じだということでございます。

○議長（猪股文彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第137号についての質疑を終結いたします。

議案第138号 損害賠償の額を定めることについての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第138号についての質疑を終結いたします。

議案第139号 団体営土地改良事業の施行について（深浦地区）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第139号についての質疑を終結いたします。

議案第140号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第140号についての質疑を終結いたします。

議案第141号 令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は、歳入、歳出別とし、歳出については複数の款ごとに分けて行います。

それでは、議案第141号についての歳入に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○21番（中川直美君） 今年度もだんだん終わっていく、ケツじまいのほうになっていくのですが、例えば歳入、離島活性化交付金の427万3,000円が減額、地方創生推進交付金が2,686万円の減額というのは一体どういうことですか。本来ならば地方創生などというのは、横展開、縦展開、斜め展開があって、足りないくらい使っていなければいけないのですが、次の第2ステージに来年から入るわけですが、一体どういうことなのか、お答えください、歳出との関係ありますが。

○議長（猪股文彦君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

離島活性化交付金のほうでございます。こちらのほうは、上がったものも下がったものもございしますが、実績の部分と不採択のものが1件ございまして、合計としてマイナス427万3,000円となっております。地方創生推進交付金につきましては、ちょっと事業ができなかったものが1個と実績ということで、マイナス268万6,000円という形になっております。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 不採択になったもの、地方創生推進交付金でやれなかったのだから何かというものをもうちょっとどういうものか教えてください。

○議長（猪股文彦君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

離島活性化交付金のほうで、不採択になったものがスポーツ推進事業のほうのマイナス347万5,000円、こちらが離島活性化交付金の不採択になりました。地方創生推進交付金のほうにつきましては、事業実施のマイナスが48万1,000円と事業中止になったものが489万円で……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○企画課長（猪股雄司君） 資料をちょっと持ってきます、申しわけありません。

ご説明いたします。旧後山小学校体育館改修の工事につきまして、事業ができなかったということで、今回マイナスとさせていただきます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） そうすると、先ほどの説明だと、離島活性化交付金の427万円というのはスポーツ推進事業のほうはやれなかった。何かスポーツ一生懸命やっているようなのだけれども、これどういう理由でやれなかったのですか。

それと、同じように地方創生推進交付金は旧後山小学校の体育館と言ったでしょう。言ったと思うのだけれども、何でこれ使えなかった、使わなかったの。離島活性化交付金も下の地方創生推進交付金にしても、国の金としては非常に使い勝手のいいもので、本来使ったほうが得なものです、こういうのはまさに。まだこれ12月だから冬走ってみるとかも含めて何かあるではないですか、何で。

○議長（猪股文彦君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

離島活性化交付金のほうのスポーツ推進事業のほうですが、こちら国のほうには申請をいたしました、国のほうで不採択ということで来たものでございます。

もう一つの地方創生推進交付金のほうにつきましては、事業実施が困難であるということで、取り下げという形でございます。

○議長（猪股文彦君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第141号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第141号についての歳出に関する質疑に入ります。

1款議会費から4款衛生費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

1款議会費から4款衛生費までについての質疑を終結いたします。

次に、6款農林水産業費から10款教育費までについての質疑を許します。質疑はありませんか。

岩崎隆寿君。

○16番（岩崎隆寿君） 10款の教育費、博物館・資料館管理運営事業で、設計監理業務の委託料の減と施設改修工事の減がありますが、当初予算のほうと同じ金額、設計料は同じ金額ですが、ほとんど同じ金額が減にされている。これは、どの施設でなぜなのでしょう。

○議長（猪股文彦君） 粕谷社会教育課長。

○社会教育課長（粕谷直毅君） ご説明します。

旧後山小学校の体育館を当初展示ができる収蔵施設として整備したいということで、当初予算で需用費5万円、委託料、これ工事管理費なのですけれども、21万6,000円、あと工事費について547万円を認めていただいております。今回の補正予算につきましては、需用費、消耗品ですけれども、5万円、工事費

につきましては547万円から突発的に必要になった工事費がございますので、その分132万円を差し引いた415万円、あと委託料につきましては、先ほどの26万円を減額させていただきたいということでございます。このことに至った理由ですけれども、今年度実際に施工する段階になりまして、教育総務課や県の建築主事に確認しましたところ、用途変更に伴う建築確認申請が必要なこと、あとこのための実施設計費が必要なこと、また収蔵庫にするためには工事費が大きく不足するということが判明いたしました。昨年度の社会教育課の職員に確認しましたところ、当該体育館に過去に書類を置いてあったということがあったものですから、建築確認における用途変更の処理が不要であるというふうに判断していたということでございます。大変申しわけありませんでした。私どもといたしましては、膨大な収蔵品の整理のために収蔵庫は必要ですが、今年度につきましては、予算を執行できないものですから、一旦落とさせていただき、仕切り直したいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（猪股文彦君） 岩崎隆寿君。

○16番（岩崎隆寿君） 今の答弁を聞きますと、用途変更していないということで、本来体育館を収蔵庫にするというのは、こちらにいます建設課とかに相談すればすぐに建築確認申請が必要だし、実施設計をしなければいけない、そして工事費がかかるというふうなことはわかるのですけれども、なぜそのような相談をしていなかったのですか。

○議長（猪股文彦君） 粕谷社会教育課長。

○社会教育課長（粕谷直毅君） ご説明いたします。

これは、昨年度のことなものですから、私どもも昨年度の者に聞き取りということで確認させていただいた結果がこういうことでございます。今後は、こういったことがないように、とにかく関係するところと連絡を密にしながら、確認しながら行いたいと思っております。申しわけありませんでした。よろしくお願いたします。

○議長（猪股文彦君） 岩崎隆寿君。

○16番（岩崎隆寿君） 我々議会もあそこは視察に行ったことがあるのですけれども、あそこは収蔵庫にするというふうなことではそのころはなかったと思うのですが、なぜ収蔵庫にするようなことになったのか、その理由をお聞かせください。

○議長（猪股文彦君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 博物館全体の再生といいたいまいしょうか、その中で合併以来ほとんど収蔵品が整理をされていなかったという状態で、我々としても、早急に整理をする場所が欲しいということがございました。その中で、後山小学校の体育館を一つの案としまして検討してきたところなのですが、予算的にも厳しいということで、かなり切り詰めたような設計でできないかというようなことで進んできたというふうに記憶をしております。どの時点で収蔵庫の案になったかという、昨年、その段階で博物館等の全体の収蔵庫を整備したいという考えの一端から収蔵庫への希望をしたものでございます。

○議長（猪股文彦君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 同じ項目です。10款5項5目、同じところですが。この案件ですけれども、1つ、国から来たお金を返金しなければいけない状況になったのかどうか。それから、事前にこの事業を組み立てるときに、先ほど岩崎議員の質疑にもあったと思いますが、なぜ精査ができなかったのか。その辺のいわ

ゆるこういったミスを繰り返してしまわないような未然の策というのはどういうふうなことがとれるのか。それから、当時の担当の課長は誰だったのか、教えてください。

○議長（猪股文彦君） 粕谷社会教育課長。

○社会教育課長（粕谷直毅君） ご説明いたします。

とにかく私どもとしましては、こういう事案が起きないように課の連携を深めていきたいということでございます。

あと当時の担当の課長ですが、渡辺課長です。

○議長（猪股文彦君） 稲辺茂樹君。

○8番（稲辺茂樹君） 1点だけ。先ほどの中で、国に返さなければいけないことが発生したのかどうか、お聞きしておりますが、お願いします。

○議長（猪股文彦君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

地方創生推進交付金につきましては、まだもらっておりません。変更で減という形になるかと思えます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） 同じく今のところですが、そもそも財産管理がめちゃくちゃなのではないですか。

最近行きました、当時は山田総務常任委員会でしたが、あのときは。全部回ってみて、各施設のあり方いろいろなものというのをきちんと施設ごとに指摘もして、あなた方は総務常任委員会のあれはバイブルですなんてうそばかり言っているではないですか。全然今のだって、あなた方が財産管理してどうするのか、用途が終わったらちゃんと普通財産に切りかえて、どっちでもやれるようにしておく、このことを怠っていたのが最大の問題ではないのですかということを知りたい。今回の決算審査特別委員会でも、昨年の決算審査特別委員会でも同じことを指摘をされていて、一向に解決しない。ここまで来て国のお金も使えなくしてしまっているというのは、これは今年度の問題です。どうか。

2つ目、27ページ、商工費の関係です。観光振興対策事業、戦略的観光誘客促進事業の関係ですが、上のほうは長岡佐渡広域観光協議会の負担金の減ですが、これはどういうことか。DMOが鳴り物入りで始まって2年目ですから、予算が足りないぐらい一生懸命頑張っているのだというふうに思っていたのですが、ここに来て2つ合わせて1,000万円というのは、非常に疑問なものですから。

○議長（猪股文彦君） 甲斐防災管財課長。

○防災管財課長（甲斐由紀夫君） ご説明いたします。

議員おっしゃいますとおり、平成29年12月12日付で当時総務常任委員会のほうから所管事務調査報告書ということで、財産管理の一般的なあり方といったものの報告書をいただきました。今でもやはりこれは座右の銘といいますか、大変ありがたいご意見だったというふうに私どもも考えております。そして、その中に確かにおっしゃいますとおり後山小学校、これにつきましては、ご意見の中には公募を実施の上、利活用を図られたいということで、おっしゃるとおりでございます。まだ物がよくて、十分使えるものということだったのですけれども、やはり普通財産として貸し付け等するのも一つの方法なのですけれども、まずは私どもの中で公有財産としてそういった収蔵庫が必要だということがありましたので、まずは私どもの公の財産として使うことを優先したということでございます。

○議長（猪股文彦君） 祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） 7款のほうでご説明をさせていただきます。

まず、上段の長岡佐渡広域観光協議会負担金の減額ということでございますが、これは長岡市の寺泊港、あと小木港、このチャーター船のジェットフォイルを走らせる社会実験に伴うものでございます。これは、総予算額というのが3,000万円というもので、県が2分の1、長岡市、佐渡市が4分の1ずつ持ち出しということで、佐渡市の当初の予算額が750万円というところで取り組みました。ことし、まずは社会実験として旅行会社に提案していただいて、旅行商品としてのニーズがあるかというような調査を行ったものでございます。実施としましては、3つの旅行会社が商品造成をしました。そのうちの2つは実施されたのですが、1つにつきましては台風で実施できずというところで、佐渡市の持ち分としましては、広告支援というところで、結果今の実施額としましては90万円ちょっとというところの支払い分というところになりそうです。したがって、余った金額につきましては、この補正予算で減額というふうをお願いしたいと思っております。

下の段、戦略的観光誘客促進事業の部分で400万円ございます。この部分につきましては、上段の部分、この部分につきましては、持ち込みバスの支援をしまして、旅行商品の造成支援を促進をしようという事業でございました。予約段階では、予算を超えるぐらいの予約をいただいていたのですが、秋場の台風の襲来、また発地側の被災というところで、実施できないバス旅行というところがたくさんございました。その分の影響額がまず200万円、一番下の旅行商品販売促進支援業務委託料の減、こちら200万円ということなのですが、こちらは香港のチャーター便、これを就航するというにあわせて盛り込んだ予算なのですが、実施のおくれというところから減額をさせていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○21番（中川直美君） まずは、財産管理の座右の銘というのだったら、しっかりやらなければならないのです。結果的に1年財産の活用がおくれるのです。だから、もうちょっと監査委員の意見にあった内部統制とガバナンスがきいていないのではないかではないけれども、もうちょっと調整とあれがいるのではないの。いざやってみたら用途変更していなかったなんてさっきあったけれども、そんなことはナンセンスだ。どうですか。

もう一つ、観光の関係ですが、結局寺泊一赤泊航路の関係が750万円あったけれども、佐渡市の負担分750万円持ってやるつもりだったのが90万円で済んだということは、全然何もやっていなかったという話ではないですか。逆に言えば変なところに流用しろとは言いませんけれども、使える予算の範囲で佐渡観光のために何か手を打っていかねばならなかったのではないですか。県にあればとか、その辺はどうなのですか。鳴り物入りでやっていたところの事業ではないですか、逆に言えば。

○議長（猪股文彦君） 甲斐防災管財課長。

○防災管財課長（甲斐由紀夫君） ご説明いたします。

先ほどの所管事務調査報告書はもう十分私どものほうで精査といいますか、理解して進めておるわけでございますけれども、その中で合併、それから統廃合といった形で、有効に貸し付けられるような物件が確かに幾つかあります。それを外部に提供して有償で、無償もあると思っておりますけれども、利活用を図ると

いったことがよろしいということも当然なのでございますけれども、今はそれより身内といいますか、内部の必要な財産として活用したいということにして今進んでおります。

○議長（猪股文彦君） 祝観光振興課長。

○観光振興課長（祝 雅之君） 寺泊一小木間のチャーター船のことについてご説明をいたします。

この部分につきましては、当初の予算は年間にチャーターできる本数20本というところが決まっております。1本当たりの負担金額というものを最大にして予算を編成しております。実際にお客さんが集まった数、あるいは実施された本数、こういうところで増減されるものでございます。結果的に我々最初に見込んでいた本数よりも多く実施することができました。今6本というところで実施をさせていただいております。一つことし実施を検討していた事業者、そして今後検討している事業者というところで、東京に行って聞き取り調査をさせていただいたところ、かなり来年への手応えというところはいいというふうにして分析しておりますので、来年はもうちょっと数字が出せるように頑張りたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 荒井眞理さん。

○10番（荒井眞理君） 博物館のこの収蔵品のことが私は気になるので、これ仮にこの地方創生推進交付金が入ってこなかったとしても、大事なものは建物を改修するかどうかではなくて、中の収蔵品をきちんと整理できるか、こっちのほうが大事だと思うので、これ別に地方創生推進交付金が入ってこないからといって、この施設改修をやめる必要はないと思うのです。ここは必ずしもリンクしていないと思うのですけれども、なぜこれをリンクさせているのか、やっぱり私は収蔵品を中心にそれを考えるべきではないかと考えていること。

それから、次、31ページの温泉施設災害復旧事業ですけれども、ここに計上されているお金、これだけで……

○議長（猪股文彦君） ちょっと待ってください。教育費までです。

○10番（荒井眞理君） 教育費のほうで一回とめます。

○議長（猪股文彦君） 粕谷社会教育課長。

○社会教育課長（粕谷直毅君） ご説明します。

荒井議員がおっしゃるとおり、今収蔵品が物すごい量がありまして、それをこれからも整理していかなければならないというところでございます。私どもとしましては、先ほどちょっと申し上げたように、今度仕切り直して収蔵庫は必要と考えております。そういったところでよろしく願います。

○議長（猪股文彦君） 荒井眞理さん。

○10番（荒井眞理君） ごめんなさい、ちょっと意味がよくわからない。私の質問の仕方かもしれませんが、この地方創生推進交付金が来ないからといって、この事業をやめる必要はないと思うのです。これは、独自の財源でやれば400万円というのはそんな大した金額ではないので、社会教育課として、この博物館関係の計画があるので、その計画どおりに粛々とそれはされたらいいのではないかと、どうして別に切り離して考えないのですかということなのです。

○議長（猪股文彦君） 粕谷社会教育課長。

○社会教育課長（粕谷直毅君） ご説明します。

昨年度盛られている予算なのですけれども、これ先ほどもちょっとお話したとおり、工事費としてか



なり不足しているということでご説明したとおり、後山体育館のあの大きな空間を収蔵庫として利用するためには、ある程度の内部改修が必要になってきております。その改修費用を全く見込んでいないようなそういった予算でしたので、私どもとしましては、これから実際に実施設計費をまず要望させていただいて、設計をした上で建築確認申請を経て工事のほうに持っていきたいというふうに考えております。

○議長（猪股文彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

6 款農林水産業費から10款教育費までについての質疑を終結いたします。

次に、11款災害復旧費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

後藤勇典君。

○1 番（後藤勇典君） 先ほどもちらっとあったのですが、11款の災害復旧費なのですが、議案第109号の専決処分で、新穂瀧上温泉の件で1,187万3,000円が計上されておりますが、それと別個でこちらのほうで温泉施設災害復旧工事として1,628万4,000円というふうにあります。前者のほうでは、清掃等の作業、それからボイラーの部品の関係だったと思うのですが、こちらのほうの約1,600万円の内訳は何でしょうか。

○議長（猪股文彦君） 後藤市民生活課長。

○市民生活課長（後藤友二君） ご説明いたします。

1,600万円の内訳ということで、温泉災害復旧工事費ということでございますけれども、これにつきましては、今度ボイラーを入れかえます。ボイラーの入れかえ、それから食堂部分のエアコン、前回のものやってございませんでした。この入れかえ、それからシャワー、それからサウナ室の壁、天井等の入れかえというような中身で工事請負費一式でございます。

○議長（猪股文彦君） 後藤勇典君。

○1 番（後藤勇典君） 確認ですけれども、専決処分では部品の交換で、今回のこっちの1,600万円のほうではボイラーそのものの入れかえでしょうか。

○議長（猪股文彦君） 後藤市民生活課長。

○市民生活課長（後藤友二君） ご説明いたします。

そのとおりでございまして、今回、前回の専決の部分では応急的に直して、一旦12月の下旬ということでありまして、なるべく早くということでございますが、一時開業したいということで、その部分で計上したものでございます。

○議長（猪股文彦君） 後藤勇典君。

○1 番（後藤勇典君） 関係者からそのところ聞いたのですが、とても12月下旬というか、12月末のオープンには間に合わないのではないかなというふうな、そういうような意見の話も聞きました。私何を懸念しているかという、急ぎ過ぎないでほしいなというふうに思っています。その期日ありきでやると、結局誰かにしわ寄せがたって、その誰かというのが業者であったり、関係者であったり、いろんな影響する人が多いわけなのです。期日ありきで無理くり進めるのはもう絶対なしで、この際ですからきっちり進めてほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（猪股文彦君） 後藤市民生活課長。

○市民生活課長（後藤友二君） 事業者のほうと相談をいたしまして、今回専決部分で工事が終了して、その後清掃等ができればできるだけ早く一旦再開をしたいと、できるところでしたいということでございましたので、その辺よく打ち合わせて我々のほうでも適切な助言をしていきたいと考えております。

○議長（猪股文彦君） 山田伸之君。

○9番（山田伸之君） 1点だけ。前回議員全員協議会でもこの点確認したのですけれども、要するに今災害が起きているときには、単なる原状回復ではなく、防災、減災の観点から改良回復というものが今重要視されている中で、今回のボイラーについても、前回大雨が降ったときに浸水してしまって、また今回も浸水してしまった。こういったことが二度と繰り返されないような、例えば高台に設置するとか、そういった対応が今回盛り込まれているのかどうかについてお伺いします。

○議長（猪股文彦君） 後藤市民生活課長。

○市民生活課長（後藤友二君） ご説明します。

今回のボイラーの取りかえにつきましては、できるだけ台座を高くしたいということで、約40センチのかさ上げを、それについては上とのクリアランス、天井との部分がありまして、最大限上げるようにということで、この部分についてはやる予定でございます。

○議長（猪股文彦君） 山田伸之君。

○9番（山田伸之君） その40センチというのは、根拠のある数字なのか。今回床上浸水までしているわけです。そういったのが本当に対応されるものなのかについて疑問なのですが。

○議長（猪股文彦君） 後藤市民生活課長。

○市民生活課長（後藤友二君） ご説明します。

0.4から0.5メートル程度ということでございます。これについては、天井との部分もある程度幅をとる必要があって、できるだけ上げるだけは上げたいということで、ここで計上しておるものでございます。確かに今回浸水もありまして、懸念されるところではございますが、できるだけのことはしたいということと考えているところでございます。

○議長（猪股文彦君） 佐々木ひとみさん。

○3番（佐々木ひとみ君） 災害の場合、保険とかは入っていると思うのですけれども、保険対応でできるのだと思うのですが、その辺を教えてください。

○議長（猪股文彦君） 後藤市民生活課長。

○市民生活課長（後藤友二君） ご説明します。

施設の災害に備えまして、市でも全国市有物件災害共済会というところに加入をしております。原則災害の2分の1が補填されることになっております。今回多額の費用がかかります。実績に基づいて今回査定をしていただいて、2分の1なるべく我々も確保したいのですけれども、こちらの共済会のほうの査定を受けて、そこが実績確定後に入ってくるということでございます。

○議長（猪股文彦君） 駒形信雄君。

○11番（駒形信雄君） 当初の説明で、専決処分でボイラーも含めて部品対応でやりますという話だったと思うのですが、今度新たに入れかえるということになると、専決処分のやり方と違うのではないですか。

○議長（猪股文彦君） 後藤市民生活課長。

○市民生活課長（後藤友二君） 前回本体を取りかえるというところまで話をしておったかどうかということとは、ちょっと私議員全員協議会の際に所用で出席できなかったものでありますけれども、部品については当然取りかえて、今回予備部品というようなことにもなるのかわかりませんが、一応使えるものは使うという形で、当然やっていくということになります。

○議長（猪股文彦君） 駒形信雄君。

○11番（駒形信雄君） いやいや、再開に向けて部品対応でやれるものはやる、では新しいボイラーはいつ入れかえをしてやるのかということ。それともう一つは、事業者がかわったときに当初説明でボイラーを入れかえるという話がありました。そうすると、業者の言いなりになっているということですか。

○議長（猪股文彦君） 後藤市民生活課長。

○市民生活課長（後藤友二君） 業者の言いなりということではございません。これについては、復旧でございまして、同等程度のものというものを入れるということになります。ですので、現行と同じような、当初に話があったような、いわゆるタイヤボイラーのようなものということではございませんので、今回はあくまでも同じものと取りかえる。

それと、部品を交換して、なるべく早く一旦営業再開をするということで前回お話をしておるかと思えます。それが今回の第9号の補正予算をお認めいただいた後、1月下旬ぐらいにはなるのかと思えますが、そこで入れかえ工事等をしたい、一旦またその部分で休業していただくということになりますけれども、そういう工程でいきたいということで考えておるところでございまして。

○議長（猪股文彦君） 駒形信雄君。

○11番（駒形信雄君） そうすると、とにかく部品の入れかえでやれるところまでやるということだと思っておりますが、では新しく入れかえるボイラーについての容量、それから機種等は今のボイラーとどう変わりますか。

○議長（猪股文彦君） 後藤市民生活課長。

○市民生活課長（後藤友二君） 同等のものということでございます。

○議長（猪股文彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

11款災害復旧費についての質疑を終結いたします。

以上で議案第141号についての質疑を終結いたします。

議案第142号 令和元年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第142号についての質疑を終結いたします。

議案第143号 令和元年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第143号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第109号から議案第143号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程の追加

○議長（猪股文彦君） ここで申し上げます。

市長より議案第111号及び議案第112号を撤回したい旨の申し出がありました。

お諮りします。この際、議案の撤回を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案の撤回を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

追加日程第1 議案第111号撤回の件

○議長（猪股文彦君） 追加日程第1、議案第111号撤回の件を議題といたします。

市長から撤回理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） よろしく申し上げます。

本日議案第111号 佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてを提案させていただきました。その中の議員の皆様からの質疑におきまして、条例だけでなく、それに伴う規則というものの提示がないというご指摘をいただきました。そのご指摘を踏まえ、一旦この議案を取り下げ、撤回させていただきます。今議会中の11日に改めてつくりました規則もしっかり添えて再提案させていただきたいと思っておりますので、何とぞご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（猪股文彦君） これより質疑に入ります。

議案第111号撤回の件についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第111号撤回の件についての質疑を終結いたします。

これより議案第111号撤回の件について採決いたします。

議案第111号撤回の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

議案第111号撤回の件については、これを承認することに決定いたしました。

---

追加日程第2 議案第112号撤回の件

○議長（猪股文彦君） 追加日程第2、議案第112号撤回の件を議題といたします。

市長から撤回理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第112号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを本日議案として提案させていただきましたが、先ほど取り下げ、撤回、再提案ということにさせていただきました議案第111号 佐渡市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてと大きく関連しております議案でございますので、一旦取り下げさせていただきました、11日に再提案を一緒にさせていただきたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（猪股文彦君） 議案第112号撤回の件についての質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第112号撤回の件についての質疑を終結いたします。

これより議案第112号撤回の件についての採決をいたします。

議案第112号撤回の件について、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 異議なしと認めます。

議案第112号撤回の件については、これを承認することに決定いたしました。

---

日程第6 請願第4号

○議長（猪股文彦君） 日程第6、請願第4号についてを議題といたします。

請願第4号については、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長（猪股文彦君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、12月6日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時30分 散会